

# 加古川市の合併処理浄化槽設置費等に関する補助の概要

加古川市では、生活排水を早期に進めるため、平成27年4月1日から合併処理浄化槽[10人槽以下]の設置補助制度の拡充と維持管理費の補助を実施しています。

## <浄化槽設置に関する補助の内容>

集合処理区域(公共下水道及び農業集落排水処理施設で排水処理される区域)以外で、都市計画法に指定する工業専用区域以外の区域において、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする方に対して補助金を、くみ取り便所またはみなし(単独処理)浄化槽を合併処理浄化槽へ転換するために、改造工事を行おうとする方に対して助成金を、予算の範囲内で交付します。

## 《設置補助等の金額》

補助金額については、人槽区分により下記の額を限度としています。

### 1. 合併処理浄化槽設置補助

人槽区分	補助限度額	
	合併処理浄化槽	高度処理型浄化槽
5人槽	770,000円	1,000,000円
6~7人槽	940,000円	1,290,000円
8~10人槽	1,250,000円	1,670,000円

### 2. みなし(単独処理)浄化槽撤去費補助

対象地域において、みなし(単独処理)浄化槽を設置している方が、当該みなし(単独処理)浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合、撤去費用の一部を補助対象とします。(限度額60,000円)

## <維持管理費に関する補助の内容>

対象区域に所在する10人槽以下の合併処理浄化槽について、適正な維持管理を行った浄化槽管理者に対して、維持管理費の一部として年間20,000円を補助します。補助の期間は、初回申請から10年間です。

維持管理については、以下の(1)~(3)を全て満たす必要があります。

- (1) 専門業者により浄化槽の保守点検を年3回以上(法の定めのある場合を除く)実施していること
- (2) 浄化槽の清掃(汚泥の引抜きを含む)を年1回以上実施していること
- (3) 浄化槽法第11条第1項に規定する法定検査(年1回)を受検していること  
(法定検査の結果が「適正」又は「おおむね適正」であること)

## <浄化槽の補助金等に関する問い合わせ先>

加古川市 環境部 環境第2課 尾上処理工場 TEL 079-422-5560

## 《加古川市内に事業所を有するセンター会員》

事業者名	所在地	電話番号	設置工事	保守点検	清掃許可
(有)住設工業	加古川市加古川町稲屋53番地の2	079-454-5081	○		
芝本産業(株)	加古川市加古川町備後301	079-423-0358	○	○	○
ハイアンケミカル(株)	加古川市加古川町溝之口185-2	079-423-2688	○	○	○
(株)日産設備	加古川市野口町水足515-3	079-424-3981	○	○	
播磨営繕(有)	加古川市平岡町土山1192-5	078-943-2875	○	○	○
(有)平岡清掃	加古川市平岡町中野477-1	079-435-1121		○	○
(有)播磨清掃社	加古川市平岡町中野477-1	079-435-0015		○	
(株)東播清掃	加古川市尾上町養田1486-1	079-424-2026		○	○
(有)エコクリーン	加古川市別府町別府889-7	079-437-0448		○	○
東建産業(株)兵庫営業所	加古川市上荘町都台1-8	079-428-3897		○	
アーバンエンジニアーズ(株)兵庫営業所	加古川市上荘町都台1-8-1	079-428-3288		○	
(株)櫻井水設	加古川市米田町平津671-15	079-432-5911	○		
第二堀口清掃	加古川市志方町志方町1293	079-452-3418		○	○
池田清掃	加古川市志方町上富木162番地の3	079-452-4863		○	○
志方清掃舎	加古川市志方町上富木209-2	079-452-4770		○	○

加古川市のホームページより抜粋して掲載しております。